

安芸高田市 Facebook（安芸高田市移住情報）運用指針

1. アカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名：Facebook
- (2) アカウント名：安芸高田市 移住情報
- (3) URL：<http://www.facebook.com/city.akitakataiju>（Facebook ページで運用）

2. ページ運営者

企画振興部 地方創生推進課
建設部 住宅政策課

3. 運用方法

(1) 発信する時間

原則として開庁時間内（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に、投稿者が必要に応じて不定期に投稿する。

(2) 発信する情報

ア 移住者の暮らしぶりが分かる情報を、協力隊員ならでの移住者目線で取材して発信

イ 主として、居（いばしょ）、職（しごと）、住（くらし）の情報（「居」については住宅政策課、「職」「住」については地方創生推進課が担当）

ウ その他、地方創生推進課長又は住宅政策課長が適当と認めるもの

エ 協力隊員が掲載する情報はすべて、地方創生推進課長又は住宅政策課長が確認をした後に掲載

(3) コメント等への対応

ア 当ページは情報発信をのみ行うものとし、コメントに対しての返信はお礼等のコメント程度で対応する。

イ 次に掲げるコメントがあったときは、発信者に断りなく当該コメントを削除する。

- ① 安芸高田市、特定の個人、団体等を誹謗中傷する内容
- ② 安芸高田市を含む他者に成りすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- ③ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- ④ 政治又は宗教的色彩を有する内容
- ⑤ 著作権、商標権、肖像権などの本市又は第三者の知的所有権を侵害する恐れのある内容
- ⑥ 法律、法令等に違反している内容、又は違反する恐れがある内容

- ⑦ 公の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する内容
 - ⑧ 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
 - ⑨ 有害なプログラム
 - ⑩ その他、公式 Facebook の運営上、他人に不利益を与える恐れがある内容
- ウ 当ページ以外のアカウントやページに対する「いいね!」、コメント及びシェアは、原則として行わない。ただし、政府機関や地方公共団体その他の公共性の高い団体、市や市の事業に関連する団体等の Facebook ページ、ブログ等については、必要に応じて行うことがある。

(4) なりすましへの対応

なりすましの防止のため、安芸高田市公式ホームページに公式アカウントであることを明記するとともに、当アカウントのプロフィール欄に公式 Facebook であることを明示する。

なりすましを発見したときは、市ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行う。

4. 著作権

- (1) 当ページに掲載している行政情報等（文章、写真、イラスト、動画などを含む）に関する著作権は、安芸高田市に帰属する。
- (2) 当ページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合および当ページ上で「シェア」機能を使用するなど、転載の対象となるエントリー内容を改編せず、また、出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできない。

5. 免責事項

- (1) 市は、市民等が当ページの掲載情報を利用し、又は信用したことにより、市民等又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (2) 市は、市民等間若しくは市民等と第三者間のトラブルによって市民等又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (3) 市は、前2号の外、当ページに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。
- (4) 市は、予告なく掲載した内容を変更又は削除する場合がある。
- (5) 市は、予告なく運用指針の変更又は運用を中止する場合がある。

6. アカウソトの休止及び閉鎖

安芸高田市ソーシャルメディア審査委員会の判断により、アカウントの休止又は閉鎖をする場合がある。

アカウントを休止又は閉鎖したときは、市公式ホームページで公表する。